

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	46		府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（都市計画税）		
要望項目名	土地に係る固定資産税の負担調整措置及び条例減額制度の延長		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） （商業地等及び住宅用地に係る負担調整措置） 商業地等及び住宅用地に係る固定資産税及び都市計画税を対象とする。 （商業地等に係る減額措置） 商業地等に係る固定資産税及び都市計画税を対象とする。 （税負担急増土地に係る減額措置） 税負担急増土地に係る固定資産税及び都市計画税を対象とする。</p> <p>・ 特例措置の内容 ○ 現行の負担調整措置及び、以下の特例措置の適用期限を3年間（令和9年3月31日まで）延長する。 （商業地等及び住宅用地に係る負担調整措置） 商業地等及び住宅用地について、負担水準（＝前年度の課税標準額÷当年度の評価額）に応じて、当年度の課税標準額を調整し、評価替えによる地価の上昇に伴う税負担の大幅な増加を緩和する。 <商業地等> ア 負担水準が70%以上の場合 : 当年度の評価額の70% イ 負担水準が60%以上70%未満の場合 : 前年度の課税標準額と同額に据置 ウ 負担水準が60%未満の場合 : 当年度の課税標準額に「当年度の評価額の5%」を加算した額 <住宅用地> ア 負担水準が100%以上の場合 : 当年度の評価額の100% イ 負担水準が100%未満の場合 : 前年度の課税標準額に「当年度の本則課税標準額の5%」を加算した額 （商業地等に係る減額措置） 商業地等の固定資産税等の負担調整措置において一律に課税標準額を評価額の70%まで引き下げる措置（課税標準額の法定上限率）を地方公共団体の条例により、さらに60～70%の範囲で引き下げることを可能とする。 （税負担急増土地に係る減額措置） 住宅用地等に係る固定資産税及び都市計画税について、地方公共団体の条例により、前年度税額に1.1以上で条例で定める割合を乗じて得た額を超える場合には、当該超える額に相当する額を減額することを可能とする。</p>		
関係条文	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;"> 地方税法附則第18条、第25条 地方税法附則第21条、第27条の4 地方税法附則第21条の2、第27条の4の2 </div>		
減収見込額	[初年度]	— (▲ 1,772,305)	[平年度] — (▲ 1,772,305) (単位：百万円)
	[改正増減収額]	—	

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的 負担調整措置や条例減額制度による固定資産税の負担軽減を通じて、新型コロナウイルス感染症からの経済回復の歩みを着実なものとする。</p> <p>(2) 施策の必要性 我が国における地価は、バブル崩壊以降ほぼ一貫して長期的な下落傾向にあり、リーマンショックを契機として平成 21 年以降再び下落傾向が続いたものの、近年の地価公示においては、全国的に上昇傾向となっており、令和 6 年度は固定資産税評価替えにより、引き続き税負担は増加する。</p> <p>足元の経済は、コロナ禍前の水準まで回復しておらず、物価上昇の影響等も懸念される中、経済回復の歩みを着実なものにしていくことが重要。これまで長らく行ってきた負担調整措置等が縮減・廃止された場合、地価上昇に伴う固定資産税の大幅な負担増加となり、経済回復に大きく影響する。</p> <p>このため、評価替えによる課税標準額の上昇に伴う税負担の大幅な増加を緩和する負担調整措置、地域の実情に応じて地方公共団体の判断により商業地の負担水準の上限を 60～70%の範囲で引き下げることが可能とする制度、固定資産税の負担の上昇幅を 1.1 以上で条例で定める範囲内で抑制出来ることを可能とする制度を引き続き措置することにより、都市再生、地域活性化や土地の有効利用を促進するとともに、新型コロナウイルス感染症からの経済回復を着実に進めるため、引き続き措置する必要がある。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・「経済財政運営と改革の基本方針 2023」（令和5年6月16日閣議決定） 「持続可能な成長の実現に向けた経済構造の強化を進め、日本経済を本格的な経済回復、そして新たな経済成長の軌道に乗せていく。」 ・経済産業省政策評価体系 7. 中小企業及び地域経済の発展
	政策の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・経済回復・経済成長 ・都市再生・地域再生の推進 <p>（本制度は、固定資産税の大幅な負担を軽減することで、新型コロナウイルス感染症からの経済回復に水をさすことを防ぐものである。本制度がなかった場合の経済実態を把握することはできず、本目標は様々な政策の効果が相まって達成されるものであるため、数値目標を設定し、本措置の効果を定量的に評価することは困難である。）</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年間（令和6年4月1日～令和9年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同一
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>（負担調整措置）</p> <p>—</p> <p>（商業地等に係る減額措置）</p> <p>1 地方公共団体において適用が見込まれる。</p> <p>（税負担急増土地に係る減額措置）</p> <p>9 地方公共団体において適用が見込まれる。</p> <p>※地方公共団体へのアンケート調査による。</p>
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>近年の地価上昇をそのまま反映した固定資産税の負担は、国民にとって大幅な負担増加となり、新型コロナウイルス感染症からの経済回復に大きく影響する。本特例措置は、こうした税負担の大幅な増加を軽減し経済回復の歩みを着実にするものであるため、有効性の高い措置である。</p> <p>また、条例減額制度について、都市再生・地域再生の推進に向けて、当該地域の実情に通じた地方公共団体の判断により事業者等の税負担を軽減することを可能とするため、本制度は有効である。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—

	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>本措置は、固定資産税の大幅な負担増加を緩和することで、新型コロナウイルス感染症からの経済回復の歩みを着実なものとするうえで有効な手段であり妥当である。</p> <p>また、負担調整措置は平成6年度の固定資産税評価額を地価公示の7割とした際に、税負担の急増を緩和するため導入された措置であり、塩川自治大臣書簡で「今回の見直しは、固定資産税にとっては抜本的な改正に等しいものですが、この見直しが、いやしくも増税の目的で行うとの誤解を受けるようなことになれば大変なことになります。(中略) このように今回の固定資産税の見直しは、土地評価の均衡化・適正化を図ることが目的であり増税を目的としたものではありません。」とされているところ。前述より、急激な増税となるようなことは避けるべきであり、引き続き、負担調整措置をとることが妥当であると考えられる。</p> <p>また、条例減額制度は、地方公共団体の判断により、地方公共団体の財政の安定性や課税の公平性に悪影響を及ぼさない範囲内において、都市再生・地域再生の推進のために、地方公共団体独自の負担軽減措置を許容するものであり、施策手段として妥当である。</p>

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>(負担調整措置) — (商業地等に係る減額措置) 1 地方公共団体において実施 (令和5年度) (税負担急増土地に係る減額措置) 9 地方公共団体において実施 (令和5年度) ※地方公共団体へのアンケート調査による。</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>税負担の大幅な増加が緩和されることで、新型コロナウイルス感染症からの経済回復の歩みを着実なものとするにつなげるため、本措置は手段として有効である。 また、都市再生・地域再生の推進に向けて、当該地域の実情に通じた地方公共団体の判断により、事業者等の税負担を軽減することを可能とする本条例減額制度は有効である。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名目 GDP600 兆円の実現 ・ デフレ脱却・経済再生 ・ 都市再生・地域再生を推進する
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 16 年度 商業地等に係る減額措置 創設 平成 18 年度 延長 平成 21 年度 延長 (商業地等に係る減額制度) 税負担急増土地に係る減額措置 創設 平成 24 年度 延長 (商業地等に係る減額措置及び税負担急増土地に係る減額措置) 平成 27 年度 延長 (同上) 平成 30 年度 延長 (同上) 令和 3 年度 延長 (同上)、 令和 3 年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について前年度の税額に据え置く据置 令和 4 年度 令和 4 年度に限り、商業地に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の 2.5% (現行: 5%) とする措置</p>